

○花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱

平成30年 4月19日告示第232号

花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、果実酒を核とした産業の振興と地域の活性化を図るため、ワイナリー若しくは附属施設（以下「ワイナリー等」という。）の新設、増築若しくは改築又は市内産の果実を原料とした酒類（以下「果実酒等」という。）の開発及び販路開拓に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワイナリー 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する果実酒製造業又は蒸留酒・混成酒製造業の用に供する施設をいう。
- (2) 附属施設 ワイナリーに附属する事務所その他の建物であつて、ワイナリーと同一敷地又は隣接地に存するものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 市内で自ら生産した果実を原料とする果実酒等を委託により製造し、かつ、酒税法（昭和28年法律第6号。以下「法」という。）第9条の規定による酒類の販売業免許を取得している又は取得する見込みであること。
- (2) 市内にワイナリー等を新設する予定であり、かつ、法第7条の規定による酒類の製造免許を取得する見込みであること。
- (3) 市内に自己のワイナリー等を所有し、かつ、法第7条の規定による酒類の製造免許を取得していること。

(補助対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に規定する補助対象者が行う果実酒等の開発及び販路開拓事業
- (2) 前条第1項第2号に規定する補助対象者が行うワイナリー等の新設及び醸造設備を新規に導入する事業
- (3) 前条第1項第3号に規定する補助対象者が醸造設備を新規に導入する事業
- (4) 前条第1項第3号に規定する補助対象者が果実酒等の販売所及び試飲所を新築する事業又は同号に規定する補助対象者が所有するワイナリー等のうち果実酒等の販売及び試飲の用に供する部分を増築若しくは改築する事業
- (5) 前条第1項第3号に規定する補助対象者が行う果実酒等の販路開拓事業

2 前項第1号から第4号までに規定する補助対象事業にあつては、市長が別に定める支援機関等による事業計画の作成支援を受けたことを条件とする。

(補助対象経費及び補助率等)

**第5条** 補助対象経費、補助率は、別表第1のとおりとする。

2 補助金額は、補助対象経費の総額から国、県その他の団体等から受けた助成及び寄附を控除した額に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と同表に掲げる限度額とのいずれか低い額とする。

3 一の補助対象者が補助金を受けることができる回数の範囲は、別表第1に掲げる回数を限度とする。

4 補助対象者は、前条第1項に規定する補助対象事業について、花巻市農商工連携事業補助金交付要綱（平成23年花巻市告示第165号）に規定する当該補助金の交付を併せて受けることができない。

(補助金の交付申請等)

**第6条** 交付申請等の際に提出する書類及びこれに添付する関係書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において

当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 別表第1 (第4条、第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額	限度回数
第4条第1項第1号に規定する事業	果実酒等の開発及び販路開拓に要する経費であつて次に掲げるもの (1) 委託費、外注加工費、指導に係る謝金及び旅費、資材購入費、成分分析等検査費その他果実酒等の開発に要する経費 (2) ホームページ作成委託料、広告宣伝費、展示会等出展費(出展ブース料、展示会装飾費、商品紹介資料印刷費、出展者旅費・宿泊	2分の1	200万円	一の補助対象者につき1回とする。 ただし、継続して事業実施する場合は、一年度内1回とし、連続する三年度内の3回までとする。

	費 1 人分、展示品輸送費等) その他販路開拓に要する経費			
第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事業	<p>ワイナリー等の新設及び醸造設備の新規導入に要する経費であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 本体建設費、附帯工事費、外構設備に要する費用、設計管理費その他ワイナリー等の新設に係る建物の整備に要する経費</p> <p>(2) 破砕除梗機、圧搾機、醸造タンク、充填機、打栓機その他醸造設備の新規導入に要する経費</p>	5 分の 4	500 万円	一の補助対象者につき 1 回とする。
第 4 条第 1 項第 3 号に規定する事業	破砕除梗機、圧搾機、醸造タンク、充填機、打栓機その他醸造設備の新規導入に要する経費	3 分の 2	200 万円	一年度内 1 回とする。
第 4 条第 1 項第 4 号に規定する事業	<p>果実酒等の販売及び試飲の用に供する部分の整備であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 果実酒等の販売所及び試飲所の新築に要する経費、附帯工事費、外構設備に要する費</p>	2 分の 1	200 万円	一年度内 1 回とする。

	用、設計管理費等 (2) 果実酒等の販売及び試飲の用に供する部分に係るワイナリー等の増築又は改築に要する経費、附帯工事費、外構設備に要する費用、設計管理費等			
第4条第1項第5号に規定する事業	ホームページ作成委託料、広告宣伝費、展示会等出展費（出展ブース料、展示会装飾費、商品紹介資料印刷費、出展者旅費・宿泊費1人分、展示品輸送費等）その他販路開拓に要する経費	2分の1	30万円	一年度内1回とする。

別表第2（第6条関係）

区分	提出書類及び添付書類	様式	期日
補助金の交付申請時	花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付申請書 1 事業計画書（別紙1） 2 経費配分書（別紙2） 3 支援機関等による事業計画の確認書（別紙3。第4条第1項第1号から第4号までに規定する事業） 4 見積書の写し 5 現況の写真（第4条第1項第2号及び第4号に規定する事業） 6 工事請負契約書の写し（第4条第	第1号	事業着手の10日前まで

	<p>1 項第 2 号及び第 4 号に規定する事業)</p> <p>7 国、県又は団体等から補助等を受ける場合は、その補助等の程度が確認できる書類</p> <p>8 その他、市長が必要と認める書類</p>		
補助事業の変更等の承認申請時	<p>花巻市ワイナリー整備等事業計画変更承認申請書</p> <p>1 変更（中止・廃止）の理由を証する書類</p> <p>2 その他、市長が必要と認める書類</p>	第 3 号	変更（中止・廃止）の理由の生じた日から10日以内
補助金の交付請求時	<p>花巻市ワイナリー整備等事業補助金精算（概算）払請求書</p> <p>花巻市ワイナリー整備等事業実績報告書</p> <p>1 事業完了写真</p> <p>2 領収書の写し（業者が補助対象者あてに発行したもの）</p>	<p>第 4 号</p> <p>第 5 号</p>	補助事業完了後30日以内

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

花巻市長 様

申請者 住 所  
事業者名  
代表者氏名 印

花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付申請書

花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
事業計画書（別紙1）のとおり
- 2 補助事業の開始及び完了予定日
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助金交付申請額 円
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
経費配分書（別紙2）のとおり
- 7 同上の金額の算出基礎
- 8 添付書類  
支援機関等による事業計画の確認書（別紙3）

（注）消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

## 別紙 1

## 事業計画書

## 1 申請者の概要

名 称	
代表者職氏名	
所在地	〒 電話 ( ) FAX ( )
資本金又は 出資金の額	
従業員数	常用雇用者 人 / パート・アルバイト 人 / その他構内請負等 人
主たる業種	
担当者職氏名	職名 氏名 連絡先電話番号 Eメールアドレス

## 2 事業計画

補助事業名	
実施期間	
主たる 実施場所	
事業目的	
具体的事業 内容	
期待される 効果等	



### 3 資金計画

区分	科目	金額 (円)	説明
経費 明細	補助対象 経費		
	補助対象外 経費		
		合 計	
資金 調達	補 助 金		
	自 己 資 金		
	借 入 金		
	そ の 他		
	合 計		

## 経費配分書

(単位：円)

事業区分	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金交付 申 請 額	備考
	小 計				
	小 計				
合	計				

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、補助対象者が補助事業を行うために必要な経費とする。

(注2) 「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうちで、別表第1（第4条、第5条関係）「補助対象経費」に掲げる経費とする。

(注3) 補助対象経費については、積算内訳を添付すること。

花巻市長

様

支援機関

住 所

名 称

代表者氏名

印

支援機関等による事業計画の確認書

花巻市ワイナリー整備等事業補助金の申請に当たり、下記のとおり事業計画の作成支援を行ったことを確認します。

記

1 申請者

住 所

事業者名

代表者氏名

2 支援内容

様式第2号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

花巻市長 印

### 花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業について、花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

#### 記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
- 3 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とします。
- 5 補助対象者は、花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 6 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することになります。

花巻市長

様

申請者 住 所  
 事業者名  
 代表者氏名

印

花巻市ワイナリー整備等事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の計画（内容、経費の配分）を変更したいので、花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

(1) 事業の内容

変 更 前	変 更 後

(2) 経費の配分

事業の区分	経費区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		負担区分						備考	
						補助対象者の負担額		その他の支援額		補助金額			
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		
合 計													

(3) 補助事業完了予定期日

変更前 年 月 日  
 変更後 年 月 日

2 変更を必要とする理由

年 月 日

花巻市長

様

申請者 住 所  
事業者名  
代表者氏名

印

花巻市ワイナリー整備等事業補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算（概算）払請求額（算用数字を使用すること。） 円
- 2 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
- 3 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
- 4 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）事業完了写真、領収書の写し（業者が補助対象者あてに発行したもの）を添付すること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

花巻市長

様

申請者 住 所  
事業者名  
代表者氏名

印

花巻市ワイナリー整備等事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業が完了しましたので、花巻市ワイナリー整備等事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績（実施した事業内容や効果等を具体的に記載すること。）
- 2 補助事業の経費の配分

事業の区分	経費区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	負担区分			備考
				補助対象者の負担額	その他の支援額	補助金額	
合計							

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$